

# 東伊豆町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

## 令和7年3月

### 1 目標

東伊豆町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施済者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、東伊豆町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

### 2 位置付け

アクションプログラムは、社会資本総合整備計画「東伊豆町における住宅・建築物及び市街地の安全性の向上（防災・安全）」に基づき策定する。

### 3 取組内容・目標・実績

計画	令和6年度取組内容	令和6年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i ) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施</li><li>ii ) 住宅の耐震改修費（補強設計費等含む）に対する補助を実施</li></ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i ) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・町内全域を対象に、令和6年度は1,000戸にDMを送付する。なお、対象全戸にDMを送付済み</li></ul></li><li>ii ) 耐震診断実施済者に対する耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修を促進</li><li>・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して戸別訪問等による耐震改修促進を実施</li></ul></li><li>iii ) 改修事業者の技術力向上等<ul style="list-style-type: none"><li>・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県と連携実施）</li><li>・（改修事業者団体等により）耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施（県と連携実施）</li></ul></li><li>iv ) 一般への周知普及<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震改修の必要性の周知を実施</li><li>・町広報誌による制度の周知を実施</li><li>・リーフレットにより制度概要等の周知を実施（県と連携実施）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：60戸</li><li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：3戸</li></ul>
		<p>前年度までの実績</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：27戸</li><li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：1戸</li></ul> <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：12戸</li><li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：1戸</li></ul>

自己評価	令和6年度の取組実績	令和6年度の課題
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の耐震診断39件に補助を実施</li></ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i ) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断実施済者及び耐震診断未実施者（1,021戸）にDMを発送（県と連携実施）</li></ul></li><li>ii ) 耐震診断実施済者に対する耐震化促進<ul style="list-style-type: none"><li>・耐震改修を行っていない者に対して戸別訪問等による耐震改修促進を実施</li></ul></li><li>iii ) 改修事業者の技術力向上等<ul style="list-style-type: none"><li>・講習会（能登半島地震における現地調査報告（基礎・地盤・天井））を実施（県と連携実施）</li></ul></li><li>iv ) 一般への周知普及<ul style="list-style-type: none"><li>・町広報誌やホームページにおける事業案内を実施</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</li></ul>
		<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度の概要パンフレットのデザイン見直し、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。</li></ul>